

出入国管理施設における被収容者取扱い基準策定への枠組み案

Draft Standards Framework for the Treatment of Immigration
Detainees¹ 2013.12.

*Her Majesty Inspectorate of Prisons (HMIP, 英国刑事施設視察委員
会) によるまとめ²*

翻訳：新津久美子（東京大学難民移民ドキュメンテーションセンター（CDR））

9つの柱

1. 収容、地位の決定と拷問防止
2. 移送と到着
3. 被収容者の取扱いと収容状態
4. 安全、指示と規律
5. 多様性
6. 健康管理
7. アクティビティ
8. 福祉、社会復帰、退去と釈放
9. 外部視察

¹ この文書は自由に複製可能である—著作権は適用されない。This document may be freely reproduced – no copyright applies.

² (訳者による注) この文書は、2013年11月21日、22日に欧州評議会（ストラスブール）で開催された、欧州評議会・ヨーロッパ閣僚会議・英国国内人権機関主催の共同会議「ヨーロッパにおける入国収容施設での収容：共通の懸念点の確認と最低基準策定に向けて（the Council of Europe, 'Immigration Detention in Europe: Establishing Common Concerns and Developing Minimum Standards.）」を受け、HMIPにより、その会議での議論をふまえ、策定された。

1. 収容、地位の決定と拷問防止 Detention, Status Determination and Prevention of Torture

法の下での平等

1. 入管における地位がどのようなものであれ、被収容者は誰でも平等な法律により同じ扱いを受ける基本的権利を有する。移民は入管における地位のみによって差別されることはなく、例えば収容の使用手順全般に準ずる。

UDHR 2, 7

収容は最終手段としてのみ使用し、期間は必要最短にとどめる

1. 入管収容は例外的措置である。法によって特に定められた目的のためだけに使用され、目的に類したものであり、その目的は達成可能なものであること。もし継続する場合は、合理的で、特定の目的のための最短期間のみであり、デューデリジェンスに沿ったものであること。

ICCPR 9(1)
ECHR 5
TGFR 6, 7
Chahal v UK³

2. 基準を定めて明確に公表された規則と、収容の手続きと、収容業務遂行従事者に関する認可当局の特定がなされること。

ECHR 5
UNHCR-DG 3
BOP 2, 6

3. 個々人の特定の状況に関する詳細な評価に基づき、収容に関するあらゆる決定はなされること。

UNHCR-DG 4

4. 収容以外の適切な代替措置や、収容時に適する手段があること。使用形態は収容決定の合理性の全体評価の一部となること。

UNHCR-DG 4.3
TGFR 6.1
PBPPDLA III (4)

5. 収容には厳しい時間制限が課される。収容の延長は認められた最大限度以内にする必要があり、その限度に達した際には被収容者はすばやく解放されること。

UNHCR-DG 6
WGAD-D5 P7
EURD⁴

6. 法的根拠のない収容をされた場合は、権利違反につき十分な保障がなされ

UDHR 8

³ Eur. Ct. HR, Chahal v. the United Kingdom. Judgment of 15th November 1996, (Appl. No. 22414/93)

⁴ EU 帰還指令 (2008/115/EC) は、6ヶ月の制限を設けているが、書類の遅れがあった場合は一年に延長される可能性がある。なお、イギリスはその指令に加盟していない。

ること。	
収容の見直し	
1. 独立した裁判所に提訴する為に、被収容者は理解出来る言語で自分たちの権利に関する情報を提供されること。	ICCPR 9(4) ECHR 5 (4) Conka v.Belgium ⁵
2. 全ての被収容者は収容決定の見直しのため、裁判所に迅速に連れて行かれること。裁判所の決定には法的拘束力があること。	UNHCR-DG 7
3. 収容は合理的な一定期間の後に行政により見直される必要がある。こうした見直しは独立した司法監督のもとに行われること。	ICCPR 9(4) ECHR 5 (4) TGFR 8
収容にふさわしくない人々	
1. ふさわしくない収容や状況に弱い個々人が置かれぬよう保護したり、それぞれのケースの全ての環境により決定を下される弱者を守るため、公開の収容規則があること。	UNHCR-DG 9
2. 規則は、以下にも適用されるが、非常に限られた状況下でのみ、最後の手段として必要最小限の期間を収容されること。	
<ul style="list-style-type: none"> 18歳以下の子どもたち、彼らの最善の利益は常に最優先でなくてはならない。 	CRC 37(b)
<ul style="list-style-type: none"> 特に十分なケアや管理が求められる高齢者で、収容において満足のいく管理が出来ない場合。 	UNHCR-DG 9.6
<ul style="list-style-type: none"> 妊娠した女性や子どもと一緒にいる女性。 	UNHCR-DG 9.3
<ul style="list-style-type: none"> 深刻な医学的状況にある人々で、収容において満足のいく管理が出来ない場合。 	UNHCR-DG 8
<ul style="list-style-type: none"> 深刻な精神疾患に罹患している人々で、収容において満足のいく管理が出来ない場合。 	UNHCR-DG 8
<ul style="list-style-type: none"> 障がいを持つ人々で、収容において満足のいく管理が出来ない場 	UNHCR-DG 9.5

⁵ Eur. Ct. HR (3rd Sect.), Conka v. Belgium judgment of 5th February 2002, (Appl. No. 51564/99)

合。	
<ul style="list-style-type: none"> 拷問に関する独立した医学的証拠があったり、他の深刻な身体的、心理的または家庭内暴力を含む性的暴力の証拠がある人々。 	UNHCR-DG 9.1
<ul style="list-style-type: none"> 国に委託された組織において潜在的な人身売買の被害者であると認定された人々。 	UNHCR-DG 9.4 CAT UNPPT 6.3
<ul style="list-style-type: none"> LGBTI の被収容者であり、収容時の安全が確保出来ない場合。 	UNHCR-DG 9.7
法的代理人へのアクセス	
1. 被収容者は、独立した法的代理人に、迅速で邪魔のないアクセスが保障されること。	CSR 16(2) BOP 17, 18 PBPPDLA V TGFR 9
2. 被収容者は、自らの弁護士と面会する際には、十分な時間と設備を提供されること。それは収容施設がどこであれ同じであり、手段としては、面会の他に、手紙や電話、ファクスも含まれること。	BOP 18
3. 被収容者と弁護人の全てのやり取りは秘密が守られること。	BOP 18
難民・保護手続きへのアクセス	
1. 入管被収容者は自らの難民性を模索する権利や保護の形態、入管法が提供する権利を主張するための手続きにアクセスでき、不服申立てが出来ること。子どもや拷問被害者、人身売買被害者といった特定の人々のニーズに見合った必要な措置の手続きが採られること。	UDHR 14 ECHR 13
拷問や他の非人道的取扱い	
1. 入管収容施設においては、拷問及び他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に、誰もさらされないこと。	ECHR 3 UNCAT 2

<p>2. 国の公務員でない者を含め、いかなる人間による行為であったとしても、過失があった場合は、拷問及び非人道的または品位を傷つける取扱いに含まれると広く解釈されること。⁶</p>	
<p>3. 虐待、拷問や非人道的取扱いに関する情報を被收容者が開示した場合の対応に関する規則があること。この規則は、保護申請の基礎となりうる過去の過失と、被收容者の收容に関する過失の両方に適用されること。</p>	CPT 96
<p>4. この規則は、拷問や非人道的取扱いの訴えがある際に提供されること。犠牲者は、適切な有資格の独立した医学的当局により、出来るだけ迅速に、身体的心理的な検査をなされること。そして、收容決定の緊急見直しに資するため、当局に対する報告書はできるだけ迅速に提出されること。</p>	CPT 96
<p>收容に適さない人々</p>	
<p>1. 長期收容や收容状況によって傷ついた可能性のある被收容者がいる、または、自殺願望があると推測出来る被收容者がいる、とスタッフが考える際の規定があること。この規定は、收容当局への迅速な医学的報告書と收容決定の緊急見直しを要求できる。</p>	
<p>通訳者と翻訳者へのアクセス</p>	
<p>1. 必要な場合には、独立した専門的通訳者が使用されること。</p>	ICCPR 26 SMR 51 (2) Conka v. Belgium
<p>2. 全ての被收容者の入管への請求と收容に関する個人的な文書は、彼らが理解出来る言語で提供されること。</p>	
<p>3. 收容の場所と收容方法に関する書面やお知らせは、被收容者の主要言語に</p>	BOP 13, 14

⁶ 基準体制はヨーロッパ人権条約や難民の地位に関する条約に準拠した保護的アプローチを採択すべきである。個人の保護に焦点が置かれるべきであり、どの国が劣悪な取扱いをしたのかといった質問に集中されるべきでない。The standard framework should adopt the protection approach followed by the ECHR and CSR. It should focus on protection of the individual and not be confined to the question of whether a state is accountable for mistreatment.

翻訳されること。	
2. 移送と到着 Transfers and Arrival	
移送	
1. 移送は安全に、人道的に、威厳を保つ形で遂行されること。その際に、子どもや妊婦、高齢者、障害者といった特定のニーズが有る場合には適切に考慮されること。	ICCPR 10 (1) PBPPDLA IX (4) BOP 1, 5 (2) CCLEO 2
2. 移送の詳細と理由は記録が残されること。そして、被收容者に理解できる言語で迅速に提供されること。それらは、被收容者の家族、弁護士、適切な法的機関にも、同じく提供される必要がある。	ICAPED 17(3)(h), 18(1)(d) SMR 44 (3) BOP 14 16(1)
到着と受付	
1. 自由が剥奪されているどんな瞬間も、個々への收容命令に沿って適切に扱われること。	CPT 85
2. 被收容者の身分、時間、日付、收容の根拠と收容につき、適切な当局による正式な記録が作られること。	ICAPED 17(3) SMR 7(1) WGAD-D5 P4
3. 被收容者は到着時に、適切な形態で、自身の收容に至る理由を理解できる言語で体系的に知らされること。理由は詳細でなくてはならず、個々の被收容者に特化したものであること。	ICCPR 9 (2) ECHR 5 (2) TGFR 6
4. 被收容者は難民申請にあたっての権利を自分たちの理解できる言語で知らされること、また、保護のための他の形態や他の入管関連の法律に基づいて自分たちの権利が主張できること。	UDHR 14 ECHR 13
5. 明確で正確な権利と收容施設での手続きに関する情報が、被收容者のわかる言語で伝えられること。	SMR 35 TGFR 10 PBPPDLA IX (1)
6. 全ての被收容者は、到着時、適切な有資格者である健康問題専門家によつ	SMR 24 UNHCR DG8 (vi) PBPPDLA IX (3)

<p>て健康診断をされること。</p>	
<p>7. 到着して最初の夜には、その評価と、被収容者を自傷行為から守るための手続きがなされること、そして、他から攻撃されやすい危険性がある人物を特定しておくこと。</p>	
<p>8. 被収容者は家族や法的アドバイザーに個人的に無料で電話がかけられること。</p>	<p>BOP 18, 19 SMR 37</p>
<p>9. 被収容者は UNHCR や国内人権機関(NPM)にコンタクトが可能な状態であること、そして、大使館の領事か外交ミッションと個人的に無料で話すことが確保されていること。</p>	<p>BOP 16(2), (4)</p>
<h3>3. 被収容者の取扱いと収容状態 Treatment of Detainees and Conditions of Detention</h3>	
<h4>収容場所と収容体制</h4>	
<p>1. 被収容者は、人道的に、リラックスした体制で、その権利がほとんど抑制されていない状態で保たれていること—それは、自由に集ったり、訪問を受けたり、外界とやり取りができることを含む—安全で安心な環境の維持と一致する限りにおいて、最大限保たれなくしていること。</p>	<p>CPT 79 BOP 8</p>
<p>2. 被収容者が刑務所に収容されるのは非常に限られた、安全上の理由や他の被収容者の安全のために必要な時だけであること。刑務所に収容される際には、受刑者とは別々に収容され、このセクションの最初の基準にある沿った形で取扱われること。</p>	<p>BOP 8 WGAD-D5 P9 EURcD 10</p>
<p>3. 被収容者は同じ収容施設内において分離された場所で収容されること。その性や年齢や他の特徴や脆弱性といった関連点も考慮にいれ、専門家や他のサービスが受けられ、彼らを守るためには最も重要な要求は飲むこと。</p>	<p>UNHCR-DG 8 PBPPDLA XIX</p>
<p>4. 被収容者の特定のグループが、釈放時において、収容施設において守られないということがないこと。隔離や独居拘禁は、彼らを守るための適切な</p>	<p>UNHCR-DG 9.7</p>

手段ではないこと。	
訪問と外界とのつながり	
1. 被收容者は家族や友人からの制限のない訪問を受ける権利があること。	BOP 19 SMR 37
2. 手紙や電話による家族や友人とのやり取りは、滞在国と出身国の間の輸送はスムーズであり、被收容者が手段を欠く場合には無料であること。被收容者はこの目的のために携帯電話を提供されること。	ICCPR 17
3. 被收容者は、国内人権機関や UNHCR、赤十字や他の NGO といった支援団体と楽に用意された形でコンタクトが取れること。もし必要であれば、領事や外交ミッションとのアクセスが与えられるべきである。	WGAD-D5 P10
4. 被收容者は日常的で検閲されない形で新聞やテレビ、ラジオやソーシャルネットワーキングを含むインターネットにアクセスできなくてはならない。	SMR 39, 90
スタッフと被收容者の関係	
1. 被收容者はいつでも、丁寧に敬意を持って対応されること。そして、彼らの置かれた不安定な状況と文化的背景に適切な配慮がされること。	ICCPR 10(1) CCLEO 2 PBPPDLA I
2. スタッフは被收容者のために心をこめた世話をする義務があることを理解すること。	UNHCR-DG 9
3. スタッフは被收容者の持つプライベートや秘密の情報を、細やかさと尊重を持って扱うこと。	CCLEO 4
スタッフの募集、トレーニング、管理	
1. スタッフは、入管收容施設で働くにあたって、誠実さ、人間味、専門的能力、人格的適正を持っているか、注意深く選抜され採用されること。	SMR 46 PBPPDLA XX
2. 男女比は被收容者の集団比と適切なものであること。	SMR 53 PBPPDLA XX
3. スタッフは、社会的、文化的、宗教的または弱者の特別なニーズを含む、	CCLEO 2 BOP 5

多様性の問題への理解を示せるようなトレーニングを受けること。	
4. スタッフは、難民や、家庭内暴力や人身売買を指し示すものを含む性的な暴力について特別にトレーニングを受けること。	UNHCR-DG 9
5. スタッフの専門的な能力は認知され尊重されること。その際に、働く時間は合理的であり、報酬額は適切であること。	SMR 46
リクエスト（要望）と不服申立て	
1. 被收容者は、内部のリクエストや秘密性の担保された不服申立手続きを通じて、収容中の入管施設のいかなる点に関しても問題提起可能な環境にあること。	SMR 36 PBPPDLA VII
2. 被收容者は秘密性の担保された形で、外部の不服申立手続きにアクセスできること。	BOP 33 SMR 35,36
3. どのようなリクエストや不服申立であってもきちんと独立した形での調査がなされ、決められた日数の中で遅れないように迅速に対応されること。	BOP 7, 33(4) SMR 36(4) PBPPDLA VII
4. 被收容者は、リクエストや不服申立を行なうことに起因して、差別や報復にさらされないこと。	BOP 33(4)
居室	
1. 被收容者の数は収容施設の認可された最大ベッド数を超えないこと。	SMR 9(1), 19 PBPPDLA XVII
2. 全ての入管施設における被收容者の寝具は、よく整えられ、安全で、清潔で、適切に綺麗に整えられたものであること。	SMR 9(1), 19 PBPPDLA XII
3. 居室には、自然光と新鮮な空気の換気がもたらされること。人工的な光は被收容者が読書や仕事をする際に十分な光量であること。	SMR 10, 11 PBPPDLA XII (1)
4. 十分に安全な暖房や冷房、気候や良く機能した秩序に適した換気を確保すること。	SMR 10 PBPPDLA XII (1)

5. 家族と一緒にいられ、安全で子どもたちに適切な居室が提供されること。	SMR 8(d) PBPPDLA XIX
食べ物と飲料水	
1. 入管施設の被収容者は、多様で栄養価のバランスが良い食べ物を無料で与えられること。	SMR 20 PBPPDLA XI
2. 妊婦や子育て中の母親に対する栄養価は、母親や子どもの健康基準を十分に維持したものであること。	CEDAW 12(2) BR 48
3. 宗教的、文化的または他の特定の食に関連の要求は、注意深く配慮されること。	BTPP 3, 6 PBPPDLA XI (1)
4. 医務官は、食べ物の在庫や量、質、準備が十分かどうかを定期的に視察すること。	SMR 26
5. 料理をする設備、食事をする場所、調理機材は、安全で清潔で衛生状態が良く、換気がなされ、きちんと保たれていること。	SMR 14 PBPPDLA XI (1)
衛生管理	
1. 被収容者には、気持ちよく保たれて、清潔で、上品でプライバシーの保たれた衛生施設が用意されていること。	SMR 12 PBPPDLA XII (2)
2. 被収容者は、適切でプライバシーの保たれた浴室とシャワー設備が使用できること、その際に温度は気候に合わせて適切であり、一般的な衛生状態と同じような必要性がしっかり保たれていること。	SMR 13
3. すべての被収容者は健康と清潔と基本的尊厳に必要な洗面化粧品を無料で提供されること。	SMR 15, 16 PBPPDLA XII (2)
4. 乳幼児は十分なおむつを提供されること。	CRC 37(a), (c) SMR 12 PBPPDLA XII (2)
被服	
1. 被収容者は受刑者でない。よって、そのことに沿った形で、自分自身の被	SMR 88 (1)

服と靴を着用出来ること。	
2. もしも被収容者が自身の被服を持ち合わせない場合、環境に沿った形の適切で十分な被服と靴を提供されること。	SMR 88(1) PBPPDLA XII (3)
3. 被収容者は洗濯設備やサービスが使用できること。	
現金と所有物	
1. 収容施設における所有物保管所への手続きに関しては、明確でいつでも手に入る規則や規定が設定されること。	SMR 43
2. 被収容者は、貴重品や他の所有物を収納出来る鍵付き保管庫を用意してもらえ、放棄しないでも良いこと。	
3. 被収容者は自身の持ち物の現金にアクセスでき、施設外部からも現金や他の身の回り品を差し入れしてもらえること。	
4. 正確な金銭記録は収容施設において保管されること。	
5. 被収容者が購入出来る物品のリストが作成されていること、また、被収容者が意見が言えるようにすること。	
4. 安全、指示と規律 Safety, Order and Discipline	
安全	
1. 被収容者は、いじめや無視から保護された、安全で安心出来る環境を提供されること。安全で効果的なケアサポートが受けられること。	
2. 子どもたちは安全な環境で適切に保護されること。全てのスタッフは彼らの安全を保ち、福祉増進を推し進めること。	CRC 3 <u>Mubilanzila Mayeka and Kaniki Mitunga v. Belgium</u>
いじめと犠牲	
1. 被収容者はいじめや他の犠牲をうむ形態から安全を確保されること、ま	UDHR 7 ICCPR 10

た、自分たちの権利と、安全を守る手段にアクセスするやり方を把握していること。	
2. スタッフはいじめや犠牲の事件を出来る限り迅速に把握し対応ができるよう訓練を受けていること、また、弱者になりうる個人や集団を把握できるようにしておくこと。	PBPPDLA XX
3. いじめや犠牲の申立ては、時機にかなった対応が受けられ、適切に調査され、十分に救済を受けられること。	
自殺と自傷の防止	
1. 収容施設は自傷や自殺の危険を減らすべく安全な環境を提供すること。	ICCPR 6, 9, 10 CCLEO 6
2. 自傷や自殺の危険性がある被収容者は個人的で継続したケアサポートを受け、個々のニーズにつながる対応をしてもらえたり、傷つかずに助けを求めることができること。	CCLEO 6
警備	
1. 安全のレベルは、安全で安心が出来る環境の維持ができる程度で、被収容者の権利制限は必要最低限のみの、緩やかな体制が提供されるものであること。	SMR 27 BPTP 5
2. 銃、他の武器、警棒、テイザー銃の携行や使用、また、催涙ガス、ペッパー Sprey などの化学的手段の使用といった、安全確保には不適切な手段には、頼ってはならない	SMR 27 BPTP 5
3. 被収容者への定期的裸体検査はあってはならない。なでたり触ったりする定期的な検査は、被収容者と同性の人間によって行われ、少なくとも他スタッフもう一人の同席で行われること。	
規律（訓練）手続き	
1. 規律と指令は法に則った規則に沿って維持されなくてはならず、安全な居	SMR 27 BOP 30

室やきちんと保たれた社会生活に必要な程度のものであること。規則は被収容者のわかる言語で作成されること。	
2. 規律に関する決定は、見直されたり抗議を受けたり出来るものであること。	
3. 規律に関する記録簿は、全ての規律手段の詳細を示す物であること。そこには、日時や規律違反に対する申立て、決定に対する理由、課された規律手段の課された詳細と長さが含まれること。	
拘束手段と力の行使	
1. 拘束や被収容者への力の行使といったあらゆる手段は、法によって明確に管理され、自衛や他の命や安全保護に必要な場合に限られる。厳格に必要な場合以外は、力の行使はなされてはならない。	SMR 33, 34, 54 BPUFF 4 PME 5
2. 許容される範囲内で、威圧的かつ抑制的な技術や待遇は実施されること。また、訓練されたスタッフのみが実施できること。	TGFR 19
3. 力の行使が許される場合、スタッフはまずは非暴力的に争いを収める方策をとって場を鎮める努力を優先的におこなうこと。	BPUFF 4 PBPPDLA XXIII (1)
4. 力の行使がなされた被収容者には、医学的検査が行われること。	TGFR 16
5. 恣意的で、虐待的で、他の行き過ぎた力の行使が法執行官により実行された場合、それは刑事犯罪である。	BPUFF 7
6. 力の行使は厳格な管理の元で行われること。その行使はきちんと書面化され、事件簿や被収容者個人のケースファイルに報告され、効果的な再検討手続きが適切に採られること。	SMR 54 BPUFF 6, 22
隔離	
1. 隔離は、保安確保上で理由がある場合のみ実行され、また、刑罰として利用されてはならない。最終手段として使用され、出来る限り短時間とすること。注意深く限定され、統制され、監視されたものであること。	BPTP 7 PBPPDLA XXII (3)
2. 被収容者の隔離が、安全上の理由または被収容者の保護のために行われる	CPT 88

場合、被収容者はその理由を伝達されること。被収容者は実行に先立って自分の意見を伝える機会が提供されること、そして、適切な当局者の前での反論が行えること。	
3. 被収容者の隔離は、被収容者の肉体的、感情的及び心理的な健康に関して、医者を含むスタッフによる日常視察が十分な場合に限り、実施されること。	Ramirez Sanchez v. France ⁷
4. 隔離拘禁された被収容者の権利と優位性は尊重されなくてはならない。	BOP 11(1), 17(1) WGAD-D5 P2 SMR 21, 42
5. 多様性 Diversity	
差別の撲滅	
1. あらゆる差別を撤廃するための明確で調和のとれた手法が採られ、尊重と良い関係性の醸成につとめること。	ICCPR 2
2. 被収容者は差別されることなく、個々の必要性に応じて平等に扱われること。	CERD 2 DRM 1 2 CEDAW 2 CPRD 4
3. いじめを含む差別的な物言いや言動が見られた場合には行動が起こされること、また、異議申立や犠牲者保護のために、介入がなされること。	
4. 被収容者は、あらゆる差別事件に対して不服申立てができること。どのような不服申立ても調査をなされ、素早く対応がなされること。	
人種と国籍	
1. 被収容者は、それぞれの文化的アイデンティティを、個人的にも集団としても確保される権利を持つこと。	DRM 2 3
宗教	
1. 個々の被収容者には、それぞれの宗教を、個人的にも他人とでも、尊重さ	ICCPR 18 SMR 42

⁷ EctHR, Application no. 59450/00, 4th July 2006

れた形で、十分に実践する権利があること。	
2. 個人的な宗教的助言によるサポートやケアは、通常は、基本的に要請があれば可能でなくてはならないし、釈放や送還や移送時などで必要があった場合は、いつでも受けられなくてはならない。	SMR 41(3)
3. 被收容者は、宗教的儀式や指示など宗教的に重要なアイテムを入手したり、保持したり、使用したりできる。	ICCPR 18 SMR 42
4. 被收容者は、どのような宗教の実践も義務づけられはしない、また、どの宗教を信じるかについても差別なく変更が可能である。	ICCPR 18 ACHR 12
女性	
1. あらゆる性的な身体的言語的な暴力、虐待または性的ハラスメントから、全ての被收容者の安全と尊厳が尊重され、適切な手段がとられること。	CEDAW 31
2. 全てのスタッフは、扶養者から隔離していたり妊娠していたりする女性といった、全ての女性被收容者特有のニーズに関して、明確に理解をしていること。	CEDAW 5 BR 1
3. 女性被收容者特有のニーズについての政策と手続きがあること。	
4. 女性スタッフの比率は女性被收容者の割合に比べて適切であること。	
5. 共有施設におかれる女性たちは、図書館やジム、売店や情報通信といった設備や活動に、定期的に平等にアクセス出来ること。	
レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックス(性分化)の被收容者	
1. 身体的言語的な暴力や虐待または性的ハラスメントから、レズビアンやゲイ、バイセクシュアルやトランスジェンダーの人々の安全と尊厳が確保されるべく、適切な手段がとられること。	CDGSO 1
2. LGBTI の被收容者が、ふさわしい場合には、適切な医療ケアや診療を受けられること。	UNHCR-DG 9.7
3. レズビアン、ゲイ、バイセクシュアルまたはトランスジェンダーの被收容者は、収容施設内の特定の集団や制度を通じて、または、外部の支援団体	

を通じて、支援を受けられること。	
子ども	
1. 子どもに関連する全ての行動と処遇は、子どもにとっての最善の利益こそが一番に考慮されること。	CRC 3, 22
2. もしも被收容者が釈放時に18歳以下であると主張するときは、明らかに見た目が18歳以上である場合を除いて、その年齢では独立の社会的サービス評価は受けられない。もし、ある人が自分は子どもである、と主張した場合の年齢決定手続きにおいては、疑わしきは有利に、の原則を適用されること。	CRC 37(b)
3. 子どもは家族と一緒にいる権利があり、意志に反して両親と隔離されることはないこと。両親は非常に例外的な状況でのみ收容されること。	CRC 9
4. 年齢、感情的依存性、健康について、また、暴力、人身売買、トラウマからの保護の必要性といった、子ども特有の弱さの立証のため、独立した資質のある専門家が、子どもへの最初の聞き取りにあたるべきであること。	CPT 98
5. 最初の聞き取りが終わったらすぐに、継続的な子どもの専門的サポートについてのケアプランが詳細に描かれること。	
6. 全ての年齢の子どもに対して、適切なレクリエーション活動が用意されていること、その中には、運動や建物内外での遊び、おもちゃ、本などが含まれる。	RPJDL 41, 47
7. 学童期の子どもは、自分たちの年齢や必要性や能力に沿って、地元の学校や施設に通えること、それには小学校とできれば中学校と、必要なら特殊教育が含まれること。	CRC 28 RPJDL 12, 38,
高齢の被收容者	
1. 肉体的可動性や心理的肉体的な健康状態を含め、被收容者の年齢や弱者性を考慮に入れる必要があること。	UNHCR-DG 9.6
障害のある被收容者	
1. 到着の際に、被收容者が障害を持つかどうか、評価をする必要があること	UNHCR-DG 9.5 CRPD 4 5

と。	
2. 収容施設は、障害者への訪問者を含む障害者に関わる全ての人々に、施設の全ての箇所に安全に準備された状態でアクセスができるようにしておくこと。	CRPD 9 UNHCR-DG 9.5
3. 被収容者がわかる形式と言語で、情報にアクセスができること、例えばDVDだが、イラストや展示も添えて、読みやすい紹介文にしておくこと。	CRPD 9
4. スタッフは緊急時に助けが必要な全ての被収容者を把握し、場合によってはきちんと個人的な避難計画が遂行されること。	CRPD 9
5. 障害を持つ被収容者が使用できる、専用の部屋が設けられること。	CRPD 9
6. 学習中の障害者の付添人は全制度や施設にアクセスできる、というよう な、障害を持つ被収容者にとって合理的な調整がなされること。	CRPD 5
7. 障害を持つ人の収容や延長の決定は、肉体的制限や制約に対して対応ができていない、といった、個々の不能状態に基づいて行なってはならない。 (要確認)	CRPD 5, 12 UNHCR-DG 9.5

6. 健康管理 Health Care

健康管理へのアクセス

1. 全ての被収容者は無料で専門的な健康管理設備や用品やサービスを、最も高い水準の肉体的精神的健康を保つために、平等に使用できること。	SMR 25 CESCR 12 PBPPDLA X
2. 健康診断は、適切に資格のある医師によりプライバシーを保たれた形で、到着時に行われること。	BOP 24-26 SMR 24
3. 被収容者への最初の健康診断は、被収容者が拷問や人身売買や家庭内暴力を含む性的暴力の犠牲者であった可能性につき考慮した細心の注意を払ったものであること。伝統的な薬にだけ慣れているといったような多様な生	CPT 90 PBPPDLA IX (3)

い立ちに理解のあるものであること。	
4. 被收容者の精神状態検査を含む到着時の健康診断は、他の社会的、心理的、医学的弱者への診断と統合されること。	CESCR 12 SMR 24 PBPPDLA IX (3) PBPPDLA III (3)
5. 予防ケアを含む継続的な健康管理や治療が必要な場合には提供されること。	SMR 24
6. 被收容者は特別なメンタルヘルス治療が必要な場合には受けられること。	CESCR 12 SMR 22(2), 82-83
7. 医学的検査はプライバシーを守られた形で尊厳を保ちながら行われなくてはならない、また、専門的で、介護マナーは弱者の多様なニーズに沿った繊細な物でなくてはならない。必要な場合は通訳が用意されること。	CRPD 22 PBPPDLA X
8. 被收容者への健康管理の提供には、保安手段や手続きへの妥協や不当な制限があってはならない。	PME 2
9. 薬は処方された要請の通りに準備されること、また、適切にきちんと保管され、もし期限切れの場合は廃棄されること。	
10. 病気に感染した若しくは伝染していると思われる全ての隔離中の被收容者に対しては、公的な健康施設で採られる全ての必要な措置を施すこと。	SMR 24
健康管理のスタッフ	
1. 健康サービスには適切にスタッフが配置され（性別にも配慮すること）、被收容者の心理的身体的な健康ケアも提供されること。	CESCR 12 SMR 22, 25, 51 PBPPDLA X
2. もしも医療的同席が多数必要で、用意された家族收容のキャパシティ以上となる場合は、有効で効率的なシステムを持つ外部医療機関への紹介がおこなわれること。必要な場合は、被收容者は一般の病院へ移送されること。	ICESCR 12 SMR 22 PBPPDLA X
3. 健康に関する職員は認定された所で適切に訓練され、拷問被害者への診察といった、弱者集団の保護ニーズへの処遇の経験があること。	BOP 5(2) PBPPDLA X
4. 健康に関する職員には、被收容者の処遇やケアに関して、診察における完全な独立性が保障されること。	CESCR 12

女性と子どものための特別なニーズ	
1. もし女性が収容された場合は、特別の専門知識があり女性の健康問題に経験のある現地の医療職員と、出産前後のケアと治療の用意が可能であること。	SMR 23 BR 6, 10
2. もし妊婦が収容された際には、実行可能な限り、その赤ん坊は収容施設の外の病院で出産できること。	SMR 23
3. もし赤ん坊と母親が収容された場合、小児科、産科、子どもの健康管理に経験ある現地の医療職員が用意されること。	CESCR 12 CRC 24
4. 女性が入管収容施設に収容されたら、現地社会の女性が受けられるのと同じレベルの、予防のための健康診断を、迅速に受けられること。	CESCR 12 BR 6, 10, 17-18
7. アクティビティ Activities	
教育	
1. 教育はそれぞれのニーズに応じて提供されなくてはならない。	SMR 77
2. 職業訓練を含む教育の機会、労働スキルや雇用機会の維持や増強に資するようデザインされたものであること。	SMR 71
3. 学齢期の子どもたちは、収容期間に関わらずできれば地元の学校で、教育を受けられること。	CRC 28 RPJDL 38, 59
仕事と報酬のあるアクティビティ	
1. 働くことを望む被収容者には、十分な給料が支払われる仕事を用意されること。	SMR 73, 74, 75, 76 BPTP 8
2. 仕事は義務ではないこと。	SMR 89
3. 仕事をする際には、安全で、上品で、搾取的であってはならないこと。	SMR 72 PBPPDLA XIV
戸外での運動、余暇活動、文化的活動	

1. 被収容者は施設の中は自由に動き回れるべきであり、安全で安心な環境維持を保つ形で、戸外での適切な運動が出来ること。	SMR 21(1) CPT 79
2. 子どもや、若者や、年配の被収容者は、運動やレクリエーション教育が受けられること、また、彼らの発達や肉体的必要性に応じたトレーニングが受けられること。	SMR 21(2) RPJDL 47
3. 運動施設は広々とした空間があり、安全で、きれいで、きちんと維持されていること。	
4. 被収容者は、文化的で情報に関連する素材に、合理的な量のアクセスが出来ること。	BOP 28 PBPPDLA XIII
5. 全ての被収容者は適度に備えられた図書館に定期的に通えること。	SMR 40
6. 全ての被収容者、中でも特に子どもや若年被収容者は、美術や工芸といった、彼らの興味やスキルを磨く機会が与えられること。	RPJDL 47
8. 福祉、社会復帰、退去と釈放 Welfare, Resettlement, Removal and Release	
福祉	
1. 被収容者は、収容に伴って発生する実際の問題解決の手助けをしたり、釈放や移送や送還の準備援助をする福祉サービスの支援が受けられること。	
釈放	
1. 被収容者はその釈放にあたり、また、受け入れ国での生活に向けて、適切な準備が用意されること。	BOP 17, 18
2. 釈放手続きの基準と記録が存在すること。	SMR 7(1)(c), 43
送還と国外退去手続き	

<p>1. 入管被收容者は、送還や国外退去に関する十分な通知を受けられること、そして、期間準備に向けた機会が与えられること、特に、受入国と帰還先の国のどちらにも連絡が取れ、加えて、必要な場合には所有物を回収出来ること。</p>	<p>TGFR 15 SMR 43</p>
<p>2. 送還に関する十分な通知を含む、手続的な保護措置があること、また、国外退去命令がルフルマン禁止に抵触するものでないこと。</p>	<p>CSR 33 ECHR 3 TGFR 2, 5</p>
<p>3. 被收容者は、その弁護士やボランティア訪問者や家族や友達に、送還や国外退去の時期について伝えるための十分な時間を与えられること。この目的のために、電話とファクスが無料で使用出来ること。</p>	
<p>4. 被收容者は、送還に先立ち健康に関するスタッフに診察を受けること。被收容者の健康状態が旅行に耐えられるかどうかや、現在進行中の医療的措置の継続要請、送還先の国でそうした治療の実施が困難な場合の結果について、被收容者の送還決定の責を担う当局への報告書が作成されること。</p>	<p>TGFR 16 ECHR 3, 8</p>
<p>5. 移送スタッフは移送の安全な履行のため、対象の被送還者の十分な情報を与えられること、また、被送還者が理解出来る言語でコミュニケーションが取れること。</p>	<p>TGFR 18</p>
<p>6. 他の乗客や乗員の安全、また、被送還者自身の安全が、最重要に大切である。被送還者の送還はその継続がこれらを脅かす場合には、中断されること</p>	<p>TGFR 16</p>
<h2>9. 外部視察</h2>	
<p>1. 全ての収容施設につき、定期的で独立した視察が行われること。</p>	<p>BOP 29(1) SMR 55 OPCAT 4</p>
<p>2. 送還過程に関し、定期的で独立した視察が行われること。</p>	<p>TGFR 20</p>
<p>3. 視察官は、視察/監視当局によって任命され、彼らに説明責任義務があること、また、全ての収容施設の視察と、収容施設の数や場所や状態といった</p>	<p>BOP 29(1) SMR 55</p>

<p>全ての情報へアクセスできる権限をもつこと。</p>	
<p>4. 視察官は、全ての収容場所のどの部分にでも、また、被収容者の収容場所のどこにでも、一切の邪魔なくアクセスができること。</p>	
<p>5. 被収容者は、視察官と自由に話す権利があり、その秘密性は完全に保たれること、また、当局はこうしたやり取りに対するいかなる制裁や報復を予防するために行動する義務があること。</p>	<p>BOP 29(2) SMR 36(2) OPCAT 21</p>

この文書は英国の国内人権機関の一つである HMIP が 2013 年 1 月 1 日より準備されたものであり、2013 年 1 月 21 日、22 日にストラスブールで行われた欧州評議会、ヨーロッパ閣僚会議、英国国内人権機関主催の共同会議「ヨーロッパにおける入管収容施設での収容：共通の懸念点の確認と最低基準策定に向けて」への代表出席者の討論を反映した物である。

参照 References

<u>ACHR</u> :	American Convention on Human Rights 米州人権条約
<u>BOP</u>	Body of Principles for the Protection of All Persons under Any Form of Detention or Imprisonment あらゆる形態の抑留または拘禁の下にあるすべての者の保護のための諸原則
<u>BPTP</u> :	Basic Principles for the Treatment of Prisoners 被拘禁者取扱のための基本原則
<u>BPUFF</u> :	Basic Principles on the Use of Force and Firearms by Law Enforcement Officials (1990) 法執行官による力と銃器の使用に関する基本原則
<u>BR</u> :	UN Rules for the Treatment of Women Prisoners and Non-custodial Measures for Women Offenders (“ <u>the Bangkok Rules</u> ”) 女性被拘禁者の処遇及び女性犯罪者の非拘禁措置に関する国連規則 (バンコク・ルール)
<u>CAT</u>	Convention Against Trafficking in Human Beings 人身売買保護条約
<u>CCLEO</u> :	Code of Conduct for Law Enforcement Officials (1979) 法執行官のための行動綱領(法執行官行動綱領)
<u>CEDAW</u> :	Convention on the Elimination of All forms of Discrimination against Women 女子差別禁止条約
<u>CERD</u>	Convention for the Elimination of all Forms of Racial Discrimination 人種差別禁止条約
<u>CESCR</u> :	Covenant on Economic, Social and Cultural Rights 社会権規約
<u>CDGSO</u>	Combating Discrimination on the Grounds of Sexual Orientation or Gender Identity, Council of Europe Standards 性的指向およびジェンダー・アイデンティティに基づく差別と戦う、 欧州評議会スタンダード

<u>CPT</u> :	European Committee for the Prevention of Torture, 19 th General Report ヨーロッパ拷問防止委員会、第19回一般報告書
<u>CRC</u> :	Convention on the Rights of the Child 子どもの権利条約
<u>CRPD</u> :	Convention on the Rights of Persons with Disabilities 障害者の権利条約
<u>CSR</u> :	Convention relating to the Status of Refugees 難民の地位に関する条約（難民条約）
<u>DRM</u>	Declaration on the Rights of Minorities マイノリティ権利宣言
<u>ECHR</u> :	European Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms ヨーロッパ人権条約
<u>EURD</u> :	Returns Directive, European Union 帰還における指令、欧州連合
<u>EURecD</u> :	Reception Directive (recast, coming into force July 2015) 受入れにおける指令、欧州連合（再編成、2015年7月施行）
<u>ICAPED</u> :	International Convention for the Protection of All Persons from Enforced Disappearance 強制失踪防止条約
<u>ICCPR</u> :	International Covenant on Civil and Political Rights 自由権規約
<u>PME</u> :	Principles of Medical Ethics (1982) 医療倫理原則
<u>PBPPDLA</u> :	OAS/IACHR- Principles and Best Practices on the Protection of Persons Deprived of Liberty in the Americas 米州機構／米州人権委員会 — 米州における自由を奪われた人々の保護のための原則と最適慣行
<u>RPJDL</u> :	United Nations Rules for the Protection of Juveniles Deprived of their Liberty 自由を奪われた少年の保護のための国際連合 規則(少年保護規則)

<u>SMR:</u>	Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners 被拘禁者取扱いのための標準最低規則(被拘禁者取扱い最低規則)
<u>TGFR:</u>	Twenty Guidelines on Forced Return, Council of Europe, 2005 強制送還における20のガイドライン、欧州評議会、2005
<u>UDHR:</u>	Universal Declaration of Human Rights 世界人権宣言
<u>UNCAT:</u>	UN Convention against Torture 国連拷問等禁止条約
<u>UNHCR:</u>	Office of the United Nations High Commissioner for Refugees 国連難民高等弁務官事務所
<u>UNHCR – DG:</u>	UNHRC Guidelines on the Applicable Criteria and Standards relating to the Detention of Asylum-Seekers and Alternatives to Detention UNHCR ガイドライン～難民認定における立証基準
<u>UNPPT:</u>	UN Protocol to Prevent, Suppress and Punish the Trafficking in Persons 国連国際組織犯罪条約
<u>WGAD:</u>	UN Working Group on Arbitrary Detention